

吉田町での「ごみの捨て方」について

1 加入する隣組やアパートから指定された「ごみ集積所」に収集日当日の朝(午前8時まで)に出してください。

※ごみ集積所は地域に住む人たちにより管理されています。指定された集積所以外に無断でごみを捨てないでください。

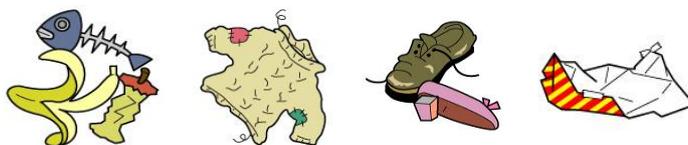
※ごみを出す日は、『ごみ収集カレンダー』で確認してください。

※1回に出す袋の数は、3袋までを目安としてください。

※袋が守られていないもの、分別ができていないものは収集しません。

2 燃えるごみは、町が指定する「燃えるごみ専用」の袋に入れて出してください。

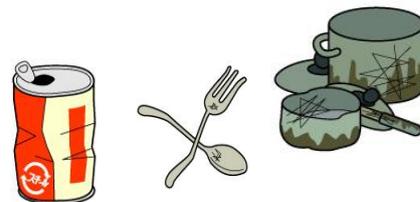
指定袋は、町内のスーパーやホームセンターで販売しています。



3 リサイクルできるごみは、4つに分別してそれぞれ中身の見える袋に入れて出してください。

①金物

中身を使い切り、洗って乾かしてから出してください。



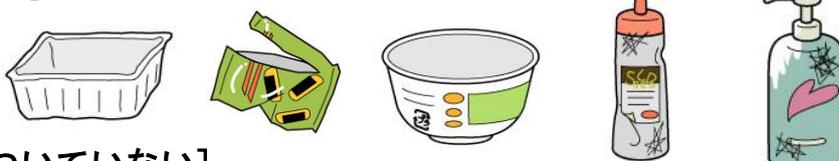
②プラスチック

〔プラスチックマークがついている〕

中身を使い切り、洗って乾かしてから出してください。汚れているものは回収できません。

中身の見える袋に「マークあり」と

書いて出してください。



〔プラスチックマークがついていない〕

主に固いプラスチックです。商品自体がプラスチック製のものになります。中身の見える袋に「マークなし」と書いて出してください。

③ガラス

中身を使い切り、キャップとフタは外して出してください。

④ペットボトル

キャップとラベルをとり、中身を洗ってから出してください。キャップとラベルは「プラスチックマークあり」に出してください。

4 ごみ集積所に捨てられないもの

蛍光灯、乾電池、段ボール、新聞
電化製品、粗大ごみ

